

公益財団法人宮崎県私学振興会  
教育設備近代化促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人宮崎県私学振興会（以下「振興会」という。）は、定款第4条の規定に基づく事業として、私立学校教育の内容の充実を図るため、教育設備を購入した私立学校に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象経費及び助成額)

第2条 前条の助成金の交付の対象となる経費は、定款第42条に定める一般会員である私立学校が、教育の情報化を促進するための情報機器等の導入に要した経費又は教育の内容充実を図るため教育機器等の購入に要した経費とし、助成額は、当該経費の2分の1以内で、10万円を限度とする。ただし、当該経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付があった場合は、この事業の対象としない

(交付申請及び添付書類)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付を受けようとする一般会員は、交付申請書(別記様式)に次の書類を添えて申請するものとする。

(1) 当該物品の購入に係る請求書及び領収書の写し

(助成金の交付申請及び交付)

第4条 この助成金の交付申請書の提出期限は1月31日までとし、3月中に交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成3年4月15日から施行し、平成3年度の予算に係る助成金から適用する。
- 2 従前の幼稚園教育設備購入費助成金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は平成5年4月1日から施行し、平成5年度の予算に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成26年3月24日理事会議決)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【別記様式】

年 月 日

公益財団法人宮崎県私学振興会  
理事長 殿

所在地  
学校の名称  
代表者名

印

### 助成金交付申請書

公益財団法人宮崎県私学振興会教育設備近代化促進事業助成金交付要綱に基づ  
く助成金として、下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

設備購入費 円

添付書類 当該物品の購入に係る請求書及び領収書の写し

助成金振込口座

金融機関名	銀行 店		
預金の種類	預金	口座番号	
フリガナ			
名義人			